

県警本部敷地内で
警部補が飲酒運転

神奈川、立件せず

神奈川県警捜査一課

の男性警部補が昨年十

二月、酒に酔った状態

で県警本部（横浜市中

区）の駐車場から捜査

車両を運転して公道に

出ようとしたことが五

日、県警への取材で分

かった。当直の警察官

が見つけ、警部補の呼

きから「酒気帯び運転

の基準値以上のアルコ

ールが検出された。

県警は「公道ではなく
く、道交法違反にはな
らない」として立件し
なかつたが、警部補へ
の懲戒処分を検討して
いる。

県警監察官室による

と、警部補は昨年十二

月十一日午後十一時ご

ろ、県警本部の駐車場

から正門までの数十㍍を捜査車両で走行し、飲酒運転が厳罰化される中、市道に出ようとしたところを見つかり、車両を駐車場に戻した。その後、歩いて正門に行つたところで制止された。本部近くの加賀町署の署員が駆けつけて呼気検査をした結果、酒気帯び運転の基準値以上のアルコールが検出された。

警部補は勤務後に外で飲んだ帰りだったといふ。

県警の主張は論外

交通裁判に詳しい東京弁護士会の高山俊吉弁護士の話、警察本部の敷地は車が通ることを想定しており、門番がいても業者やタクシーナーなど車や一般の人が出入りするので、道交法の適用基準を満たし

ている。神奈川県警の主張は論外だ。飲酒運転が違反行為をまいにすれば交通規制にも影響が大きい。